

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の適正配置について

令和2年 4月1日制定

令和4年 12月1日改正

令和5年 9月1日改正

市の発注工事においては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）の配置が必要となります。

また、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。以下の内容は、これら現場代理人及び主任技術者等に関する留意事項です。

1 現場代理人について

(1)現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であることが必要です。

(2)現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することが「喜多方市工事請負契約約款」において義務付けられています。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、受注者の代理として工事現場の運営、取締りを行い、発注者又は工事監督員との連絡に支障をきたさないようにする必要があります。

(3)現場代理人の兼務

現場代理人は一つの工事現場に常駐を要することから、特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人となることはできません。

特別な場合については、「喜多方市現場代理人の常駐義務緩和措置運用基準」による場合とし、別添1にまとめていますので参照してください。

また、営業所における専任の技術者（以下、「営業所専任技術者」という。）は、現場代理人になることはできません。

2 主任技術者等について

(1)主任技術者等の配置について

ア 主任技術者

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、元請、下請、請負金額にかかわらず工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。（建設

業法第 26 条第 1 項) 主任技術者は、請け負った建設工事全体の統括的な施工管理を行います。

具体的には、施工計画書の作成、工程の管理、品質管理、技術的指導、安全管理等を行います。

イ 監理技術者

発注者から直接受注した建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計が 4500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。（建設業法第 26 条第 2 項）

監理技術者は、主任技術者の職務に加え、下請業者の指導・監督、複雑化する工程管理など総合的な役割を果たすことが求められます。

(2)主任技術者等の資格要件

ア 直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であること。

ただし、専任の場合は、開札日（随意契約による場合にあっては見積書の提出日）以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることを要します。

イ 工事を施工するために必要な技術者資格又は実務経験を有すること

主任技術者の場合：建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ、ハによる

監理技術者の場合：建設業法第 15 条第 2 号イ、ロ、ハによる

(3)主任技術者等の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額 4,000 万円以上、建築一式工事においては 8,000 万円以上）に設置する主任技術者等は、原則として工事現場ごとに専任※で配置しなければなりません。

※「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事しなければならないことを意味します。

(4)主任技術者等の兼務

ア 専任を要しない工事の主任技術者であれば、他工事との兼務が可能です。ただし、変更契約により請負金額が 3,500 万円以上となった場合、専任の技術者の配置が必要となります。そのような可能性の高い工事との兼務については行わないよう留意する必要があります。

なお、監理技術者については、特例監理技術者を配置することで 2 件まで他工事との兼務が可能となりますが、兼務する工事ごとに監理技術者補佐を専任で配置する必要があります。

イ 専任の主任技術者については、原則として他工事との兼務ができません。

ただし、以下のいずれかの要件に該当する場合は、同一の専任の主任技術者が2件まで兼務可能です。この場合、開札後の事後審査時に「主任技術者兼務届出書」（様式1）に該当する要件を記載のうえ提出してください。

- （ア）工事現場の相互間の距離が10km程度以内で、工事対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められること
- （イ）工事現場の相互間の距離が10km程度以内で、工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する
- （ウ）工事現場の相互間の距離が10km程度以内で、工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要する
- （エ）工事現場の相互間の距離が10km程度以内で、資材の調達を一括で行い、相互に工程調整を要する
- （オ）工事現場の相互間の距離が10km程度以内で、相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要する

3 営業所専任技術者について

(1)営業所専任技術者とは

建設業法第7条第2号において建設業の許可要件として、営業所ごと又は許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者をおかなければならないこととなっており、原則としてその営業所に常勤し、専らその職務に従事しなければならない。

(2)現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所専任技術者との兼務はできません。

(3)主任技術者等との兼務

主任技術者等が専任を要する場合を除き、次の全ての要件を満たせば営業所専任技術者との兼務が可能です。

ア 営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、営業所における職務に支障がないこと。

4 現場代理人と主任技術者等との兼務について

同一請負契約については、現場代理人と主任技術者等は兼務することが可能です。ただし、特例監理技術者を配置する工事においては、現場代理人と監理技術者補佐は兼務は可能ですが、特例監理技術者は兼務できません。

5 現場代理人、主任技術者等の変更について

現場代理人、主任技術者等の変更については、適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則工期途中での交代を認めていません。制限付一般競争入札においては、開札後の事後審査時に入札参加資格審査調書により届け出た時点から変更を認めません。

ただし、同一請負契約で現場代理人と主任技術者を兼務する場合、大幅な工事内容の変更により、工事途中で下請契約の請負代金の合計 4,500 万円（建築一式工事事においては 7,000 万円）以上となるような場合には、監理技術者の資格を有する者を主任技術者等として配置するようにしてください。

また、やむを得ない特別な理由がある場合も交代を認めます。

このような場合、提出前に監督員と協議のうえ、手続きを進めてください。必要な手続きの終了後に現場代理人及び主任技術者等通知書を変更後の内容で提出してください。

6 配置する現場代理人、主任技術者等の確認資料の提出について

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

以下の書類のいずれかを提出してください。

- ア 健康保険被保険者証の写し
- イ 雇用保険証の写し又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- ウ 住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し

(2) 配置技術者の資格を証明するもの

以下の書類のいずれかを提出してください。

- ア 監理技術者の場合
 - ・ 監理技術者資格者証（表・裏）の写し
 - ・ 監理技術者講習終了証の写し
- イ 主任技術者の場合
 - ・ 資格証明書等の写し（国家資格を有する場合）
 - ・ 経歴書（実務経験による場合）

(3) 提出方法について

- ア 制限付一般競争入札の場合、まず、開札後の事後審査時に提出する資料として契約管理課に提出してください。

イ 契約締結後、工事担当課に提出する必要がある「現場代理人及び主任技術者等通知書」の添付書類として提出してください。なお、この際に、事後審査時と異なる現場代理人及び主任技術者等を配置することは原則できませんのでご注意ください。

別添資料 現場代理人の兼務について

1 現場代理人を兼務することができる工事の対象

現場代理人は工事現場に常駐が必要であり、原則他工事との兼務は認められません。

しかし、以下の要件一覧に示すような場合で、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保される場合には、「喜多方市現場代理人の常駐義務緩和措置運用基準」に基づき、現場代理人の兼務を可能とする取扱いをしております。

現場代理人の兼務が可能な要件一覧

基準 No.	要件（各ア～ウの全てを満たすこと）		兼務可能件数
(1)	ア	市及び県又は他市町村の発注工事	3件 ※専任の主任技術者を要する工事を含む場合は2件
	イ	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 又は 施工にあたり相互に調整を要する工事（※1）	
	ウ	工事現場間の相互の間隔が10km程度以内の近接した工事	
(2)	ア	市が発注する工事	2件
	イ	同種工事である（※2）	
	ウ	当初請負金額がそれぞれ4,000万円未満の工事	
(3)	ア	市が発注する工事	3件 （※5件） ※災害復旧工事を兼務する場合
	イ	同種工事である（※2）	
	ウ	当初請負金額がそれぞれ4,000万円未満の工事で、かつ兼務する工事の当初請負金額の総額が5,000万円未満。 ※災害復旧工事を2件以上兼務する場合、5件の兼務を可とする。ただし、当初請負金額の総額が、6,000万円未満。	
(4)	ア	市が発注する工事	2件以上
	イ	現場間の最短経路が概ね100m以内の工事	
	ウ	一体とした現場管理が可能な工事	

※1 「相互に調整を要する工事」とは、以下のような場合をいいます。

- ① 工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する。
- ② 工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要する。
- ③ 資材の調達を一括で行い、相互に工程調整を要する。
- ④ 相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要する。

※2 「同種工事」とは、発注で求められる工種が同一であることをいいます。ただし、土木一式、舗装、とび・土工・コンクリート、水道施設工事は同種工事として取り扱います。

2 提出書類

上記 1 の各基準に応じ、下記のとおりになります。

基準 No.	提出書類
(1)	【市発注工事で兼務する場合】 ・主任技術者・現場代理人兼務届出書（様式 1） 【市発注工事と県又は他の市町村発注工事との兼務の場合】 ・現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書（様式 2） ・県又は他の市町村の発注者からの承認書の写し ※ 手続き方法については、下記 3 を参照。
(2)	現場代理人兼任配置申請書（様式 3）
(3)	現場代理人兼任配置申請書（様式 3）
(4)	現場代理人兼任配置申請書（様式 3）

3 上記(1)で、県又は他市町村発注工事との兼務をする場合、必要となる手続き（承認手続き）

(1)県又は他市町村の工事に配置されている現場代理人を市の工事に配置する場合

申請者は、直接県又は他市町村の発注者に申請し承認を受けた後に、その写しを添付して市に申請する必要があります。

申請方法については、県又は他市町村への申請においては、各発注者が指定する様式により申請し、承認を受けてください。

市への申請においては、別紙様式 2 「現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書」を使用してください。

この場合、あらかじめ、開札予定日までに、県又は他市町村に対し申請を行い、承認を得ておくようにし、審査関係書類提出の際に、その写しと市への申請書を提出してください。

(2)市の工事に配置されている現場代理人を県又は他市町村の工事に配置する場合

申請者は、市に別紙様式 2 により申請を行い、承認を受けた後に、その写しを添付して県又は他市町村に申請してください。

なお、現場代理人の常駐義務緩和の要件については、発注者ごとに異なりますので確認のうえ申請するようにしてください。

提出様式一覧

NO.	様式名	提出が必要な場合
様式 1	主任技術者・現場代理人 兼務届出書	・ 専任の主任技術者が同一現場等、一定の要件のもとに他工事を兼務する場合 ・ 市発注工事の間で現場代理人を兼務する場合で、「喜多方市現場代理人の常駐義務緩和措置運用基準」 2 (1) の要件を適用する場合
様式 2	現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書	市発注工事と県又は他の市町村発注工事とで現場代理人を兼務する場合
様式 3	現場代理人兼任配置申請書	市発注工事と市発注工事を兼務する場合（様式 1 に該当する場合を除く。）

